



2022年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
代 表 者 名 代表取締役社長 松本 清雄
コード番号 3088 東証プライム
問 合 せ 先 取締役グループ経営企画統括 石橋 昭男
TEL (03-6672-7808)

「株式付与E S O P信託」の継続に関するお知らせ

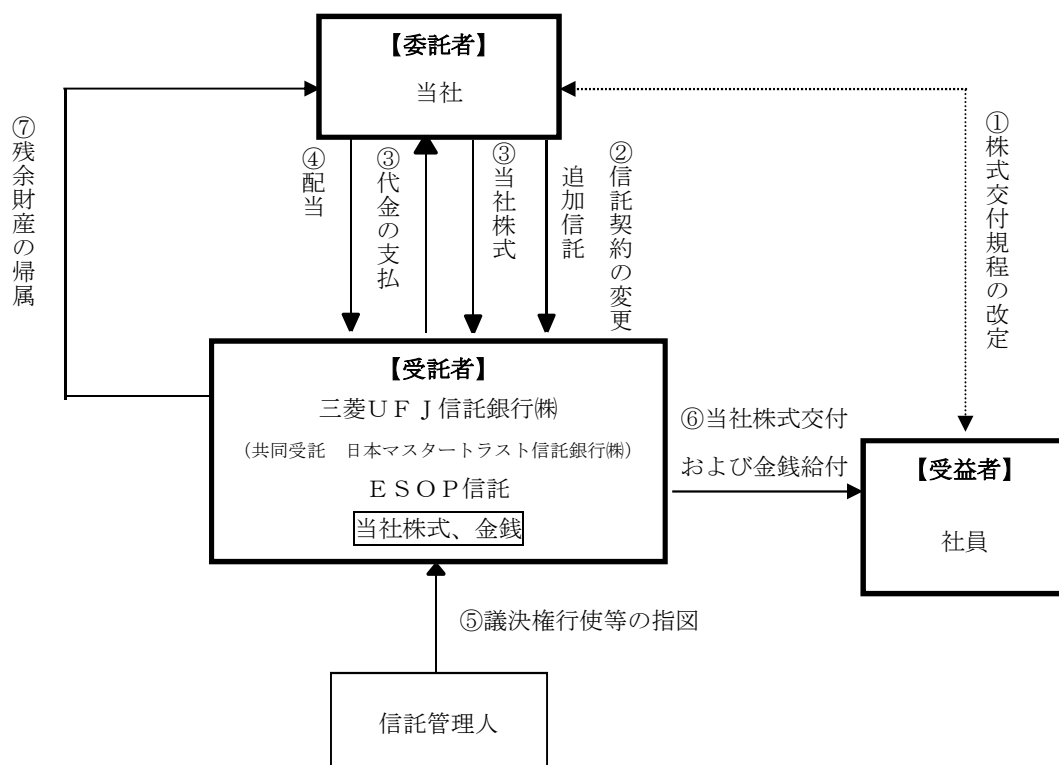
当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2016年から導入している当社および当社のグループ会社の社員（以下「社員」という。）を対象とする株式交付制度（以下「本制度」といいます。）の継続を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の概要

- (1) 当社は、当社および当社のグループ会社のうち一定の受益者要件を満たす社員を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、2016年度より導入している本制度を継続することを決議いたしました。
- (2) 本制度は、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」）と称される仕組みを採用しています。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員向けインセンティブプランです。本制度では、社員の役職や会社業績等に応じて、E S O P信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を原則として退職時に交付および給付いたします。
- (3) 本制度により、社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。

1. 2. ESOP信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の継続に際して株式交付規程を改定します。
- ② 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、ESOP信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間を延長します。本延長にあたって、金銭の追加拠出を行います。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、社員の役職および会社業績等に応じて、一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす社員に対して、当該社員に付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が退職時に交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が退職時に給付されます。
- ⑦ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※ 社員の増加等の事由により本信託内の株式数が不足する可能性が生じた場合には、当社株式の取得資金として追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

【ご参考】信託契約の内容

- | | |
|--------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 社員に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 社員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2016年8月22日
（2022年6月7日付で変更予定） |
| ⑧信託期間 | 2016年8月22日～2022年8月31日
（2022年6月7日付の信託契約の変更で2025年8月31日まで延長予定） |
| ⑨議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑩帰属権利者 | 当社 |
| ⑪残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、
信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上